

## 会議名 第3回 豊島区基本構想審議会 第1部会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	豊島区基本構想審議会 第1部会	
事務局（担当課）	政策経営部長長期計画担当課	
開催日時	平成15年10月10日（金）18：30～21：30	
開催場所	豊島区役所第一委員会室	
出席者	委員	金井利之（東京大学助教授）、恒吉僚子（東京大学助教授）、宮崎牧子（大正大学助教授）、伊藤榮洪（教師）、三井菜摘（一般公募）、今村勝行（収入役）、二ノ宮富枝（教育長）、小林ひろみ（区議会議員）、木下広（区議会議員）、本橋弘隆（区議会議員） 以上出席者10名（敬称略）、欠席者2名
	幹事	企画課長、財政課長、広報課長、行政管理課長
	その他	政策経営部長、総務部長、保健福祉部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、区有財産活用担当課長、区民活動推進課長、男女平等推進センター長、管理調整課長、地域保健課長、保育園課長、子育て支援課長、庶務課長、学務課長、教育改革推進課長、指導室長、生涯学習課長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	（1）新基本計画の分野別体系（第1部会担当分）について （2）体系 「すべての人が地域で共に生きていけるまち」について	

### 1. 開会

事務局： 時間になりましたので、ただ今より、豊島区基本構想審議会第1部会第3回部会を開催させていただきます。本日も遅い時間のところ、委員の皆様におかれましては、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。なお、本日、森田委員、水島委員からは、ご欠席というご連絡をいただいております。それでは、部会長、よろしくお願い申し上げます。

### 2. 議事

金井部会長： 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。ただ今より、第3回第1部会を開会する。本日は、司会として皆さんの顔が見えるほうが進行しやすいということからレイアウトを変更している。本日は第3回目の部会になるが、前回に引き続き、新たな基本計画の政策、施策体系についてご審議をいただきたい。前回は、政策の5番目「子どもの権利保障」の審議まで進んでいる。前回、H委員、Q委員より、修正意見を事前にいただいております、このような修正案、あるいは事務局からの再修正案については、部会の最後に全部まとめてご審議をいただきたい。

それでは、「子育て環境の充実」の審議からお願いしたい。毎回、大変長時間にわたって恐縮であるが、本日の目安としては、政策の9番目「地域における教育」まで進めたいと考えているので、審議のご協力をお願いしたい。それでは、審議の1番目「子育て環境の充実」につき、事務局より関連資料の説明をお願いします。

事務局： それでは、資料の説明に入る前に、本日配付の資料確認をしたい。まず、第3回の部会の次第、資料番号 - 3 - 1、施策の体系における現状と課題。本日の2番目の政策「幼児教育」から「男女共同参画」までの現状と課題を記した資料。次の資料番号 - 3 - 2は、施策の体系における現状と課題の関連資料となっている。こちらについては、「子どもに係る各種調査から」から「男女平等推進センターの利用状況」までとなっており、先ほどの現状と課題の補足の資料となっている。資料番号 - 3 - 3は、施策の体系における現状と課題である。本日、最初の議題である「子育て環境の充実」に関わる関連資料である。後ほど、部局のほうから概略ご説明を申し上げます。資料番号 - 3 - 4は「多様なコミュニティがあるまち」に係る体系の一部変更についての事務局案である。本日、最後にご審議をいただきたい。先ほど、部会長からお話があった事務局案に対する修正案としてH委員、Q委員から修正案が提出されている。これについては、最終回でご審議いただく。

それでは、「子育て環境の充実」に関します資料につき、ご説明させていただきます。(以下、資料説明)

金井部会長： それでは、ご審議をお願いしたい。Q委員どうぞ。

Q委員： まず、障害のある子どもへの支援体制の整備が必要と思うが、施策の方向として、関係機関のネットワーク構築があがっているが、それだけではなく具体的な支援が必要だと考える。障害児の放課後対策、中高生も含めて、これからも必要になると考えるが、これは具体的にどこに位置づけられているのか。

金井部会長： 今のご意見について、区側からいかがか。

子育て支援課長： 障害のある子どもと保護者への支援体制の整備については、子ども家庭支援センターの一つの機能として、今、検討をしているところである。学齢児のための溜まり場、憩いの場ということで、現在の支援センターにおいては、スペース的な問題、人的な問題から難しいものがあるが、学齢児のための憩いの場というのを子ども家庭支援センターの一つの機能として整備するのがふさわしいのではないかとということ視野に入れて検討をしている。

金井部会長： Q委員どうぞ。

Q委員： 学齢児とは何歳までをいうのか。子どもとは0～18歳と思っているがここには中高生も含めているのか。

子育て支援課長： 子ども家庭支援センターの相談事業の対象は、0歳～18歳である。対象としては、スペースや機能が十分に対応できるような体制がとれればという条件が付与されるが、対象としては、子どもである0歳～18歳までと

考えている。

Q委員： 子ども家庭支援センターの運営の中を含むことになるようだが、場所が今のところないのであれば、実現しないということにはならないか。

子育て支援課長： 現在のスペースで、障害のある学齢児のための憩いの場をもうけるのは非常に難しい状況である。子ども家庭支援センターについては、将来的に、子どもの遊び広場、一時保育機能を外部に求めるような方向もあるので、機能を集約する中で、学齢児のためのスペースを考えていきたいと考えている。

Q委員： 私はきちんと位置づけた方がいいと考える。今は、小学6年生までは区の学童保育、学童クラブの中で対応している。中高生については、一般に、ボランティアを含めて、自主的な活動があり、それに対して区が一定の支援をしていると思う。これを解体せず、サポートできるような施策が盛り込まれることが必要だと考える。

次に、多様な保育ニーズへの対応という件である。これは専ら意見であるが、ここにおいても、原則は、一番上の「子どもを共に育むまち」に位置づけられるものであるのか。やはり、子どもの権利が中心に考えられるべきである。今、保育サービスは、親のニーズの多様化が進んでいる。本当に子どもを中心とした保育ニーズに対応するというようになっていないと考える。

しかし、そうは言っても、例えば、女性の深夜労働が解禁され、夜間の保育の需要が高くなったり、短期間不安定雇用、長時間労働のなかで、子どもを長時間預けなければいけないという現実もある。これは、区が対応できる問題ではないが、本来は、例えば、子育て中の親は育児休業が取れたり、あるいは、育児のためには深夜夜勤はしないで済むようにされるなどの体制が社会的にとれる中で、例えば看護師など、どうしても深夜勤務が発生する人たちの「どうしても」という部分で対応が必要になるのではないだろうか。その点では、親のニーズよりは、基本は子どものニーズ、本当に子どもを育てるためにはどうしたらいいかというところを中心に置きながら施策を実施していく必要があるのではないかと考える。ただし、これを施策の方向に反映させるのは難しいかもしれない。

もう1点であるが、保育を含む福祉分野は昔から営利になじまない。特に儲からないという点があるからこそ行政が中心になって整備してきたところがあるのではないか。教育の面も然りである。高いお金を払えば、いい福祉が受けられるということでは、本当に必要な人に必要な施策が届かないということが生じはしないか。豊島区の保育園に関しては、区立の保育園が32園あるが、ここには保育園設置のニーズに応え作られてきたわけであるし、一時保育等を実施してきたのも、やはり行政があつてからこそだと思う。本当に責任を持って子どもの成長や発達を助ける立場で保育をすることになれば、例えば、ベテランの保母や、経験豊かな人など人の配置、設備のことも含めて、きちんとした対応をしていくべきである。乳児を受け入れるとなれば、授乳室やミルクを作る設備、ベビーベッドを置くスペース、ハイハイできるスペース、入浴できる場所など設備を整えな

ければならない。そういう意味で、豊島区は区も職員も頑張ってきたと思っている。今、多様なサービス提供のシステムのための再構築という形で、施策の中では「区立保育所の民営化の推進」と出ているが、これは見識違いだと思っている。その根本に、行政負担の限界や運営コストの問題が明確化しており、区立保育所中心の体制で対応していくのは困難であると考えているが、だからといって、民営化すればいいとは絶対にならないと考える。「コスト、コスト」と言うが、民間委託した三鷹市の例では、株式会社に委託しているようだが、お話を聞くと、非常勤の保母、若い保母が中心であるため人件費が安くできる。そういう意味でコストが減っているということがはっきりしている。こういうことは現実的には、福祉施策の水準を下げることになるのではないかと考える。もちろん民間が絶対にダメというのではないが、認可保育所とか無認可保育所が区立保育所のできない部分を担ってきたことは認めているし、民間が努力によって、受け入れ体制、乳児、夜間の対応とか、病後児保育なども対応していることを承知しており、そこについては認めるし、評価するところである。その一方で、一所懸命に一定のレベルを作ってきた区立の保育園を、コスト面から民営化してしまうのは、方向としては間違っていないかと考えるところである。表現の仕方など少し考えさせてほしい。

金井部会長：

L 委員：

どうもありがとうございました。ほかにご意見はいかがか。L 委員。保育所のことだが、保育園の巡回相談等に行ってもよくお聞きする話としては、障害があるというC判定が付いてしまえばいいのだと保育士さんたちはおっしゃっている。今はB判定の子どもが多くて、能力は高いけれど行動がめっちゃめっちゃだという子どもが多く困っているというのが保育士さんたちから多く寄せられる相談である。それに対して、週1回相談に応じるわけであるが、家庭的な問題など様々な教育力の部分を保育園が担っている役割が実は大きいと感じている。今日も、他の地域の小学校に行ってきたが、1年生の教室を後ろから見ている状況である。作文などを見ると立派であるが、授業中フラッシュといなくなったり、寝っ転がったり、ほかの子を突ついたり。休み時間になれば、ぶった、ケガしたと大変な騒ぎになっている。それが、障害があると分かっている子ども一人、二人なら理解できるが、「最近の子ども」の多くがこういう状況であると聞く。そういう現状の子どもたちが、この保育所から区立の小学校に進んでいくことを考えると、早い段階での保育所での教育力、家庭との連携の中で教育力を発揮して子どもを教育していくことが非常に大事だと考えている。財政効果、地域効果、連携効果に関しては、「今後の方向」として理解できる一方で、私立、区立の保育所にかかわらず各保育所に働く保育士の支援と、子どもの支援が十分になされることが必要だと思う。区立の保育所の保育士しか研修が受けられないということがあるのであれば、今後の対応が望まれるところと考える。

金井部会長：

保育園課長：

事務局いかがか。保育園課長です。保育園に入園する乳幼児のなかに、難しい子どもが増えているという現実については認識している。そこが、今一番、保育園の

保育士が悩んでいるところである。これらの対応について、簡単に言えば、愛情を注ぐということになるのだろうが、そのためには人手がかかるということにもなっている。私立保育園の研修体制であるが、現在、区の子ども家庭部で独自の研修を持っている。私立保育園、認証保育所にも呼びかけ、共同で参加できる形になっている。幼保の連携ということもあるが、その中で、幼稚園の先生との合同研修についても話が進んでいる。今、教育委員会にも働きかけて、意見交換をしており共同体制をとるようつとめている。

金井部会長： その他何かあればどうぞ。

L委員： 幼稚園と保育園が合同で研修できるというのは、大変よいことだと考える。就学相談まで含めて情報交換できたらよいと思うので是非進めていただきたい。

金井部会長： 他にはいかがか。H委員。

H委員： 以前、池袋西口にあった無認可保育園で死亡事故が起こっている。方向の中に、民間事業者との連携の推進ということが出ているが、無認可保育園に行政はどの程度関われるのか。無認可だから知らないというわけにはいかないと思うが。やはり、豊島区で子育てをするのは安全であるという認識を多くの人に与えるためには、どのくらいの関わり方ができるものなのか。法律的なもの、内容も分からないので、教えていただきたい。

子育て支援課長： 無認可の保育施設については、現在、東京都に届出制となっており、豊島区は、これら無認可施設ができたり、無認可施設で保育を行いたいという要望があった場合、東京都と連携をとって、施設を都の職員と一緒に視察することになっている。指導・監督は東京都の権限であるが、区としては、無認可保育所の施設の向上について都と一緒に関わっていく。

H委員： 施設の問題だけではない。つまり、あそこで死亡事故がなぜ起こったのか。そこにきめ細かい行政の関与がどのくらいできるのかということを知っている。関与しなければ、施設があっても放っておいたら、また、第2、第3の西口保育園事件が起きないとは言えない。

金井部会長： いかがか。

保育園課長： 保育園課長です。東京都の指導は、年1回必ず立ち入り調査を行い、改善命令を出す。それに従わない場合には公表するという強硬手段をとれるよう児童福祉法が改正になった。西口の無認可保育所は廃止になったが、今、認可外の、いわゆるベビーホテルという保育所が池袋周辺に3カ所か4カ所くらいある。そこに預けざるを得ない子どもたちの保育環境を担保する、向上させるという意味でも認証保育所を誘致したいと考えている。そのために、認証保育所を池袋の東口に1カ所、計画では西口にもう1カ所程度設けたいと考えている。

金井部会長： 今ご説明をいただいたが、何かあればどうぞ。

H委員： 希望しても保育所に入れないという家庭もずいぶんあるように伺っている。だから、無認可のところへ行かざるを得ない。年1回の形式的な訪問で真に連携を強化するということと言えるのか。これでは全く豊島区らしさがどこにもない。都は年1回訪問するけれど、豊島区はこういうふうに

対応していくということがなければ、豊島区で、無認可の保育所に預けざるを得ないご家庭の不安をぬぐい去ることができないのではないかと思います。

金井部会長： 区の施策についていかがか。

子ども家庭部長： 子ども家庭部長です。補足であるが、委員がご指摘のとおり、ちびっこ園では事故があった。これを契機にして、従来は、これら無認可のいわゆるベビーホテルには、施設の基準や職員配置の基準などほとんど無きに等しいような状況で放置状態という感じが非常に強かった。あの事件を契機に、届出制に変更し、また、東京都と区がタイアップして、指導・監督ができる形になっている。

民間事業者との連携ということについては、ベビーホテルと連携していくということではなく、私立の認可保育所あるいは認証保育所を中心に連携をしていくということである。しかし、ベビーホテルを排除して、放置するというのではなく、制度改正もあったことから、できるだけ保育環境を底上げしていくという観点から、指導・監督も含め、できるだけ関与できるようにつとめていきたい。

H委員： 是非、そのような方向でお願いしたい。施設設備の整っている認可された保育所では大きな問題は起きないのだと思う。むしろ、整備が不十分な、営利目的で作られた施設でこそ問題が起こる。そういうところへ、ある程度強制的に関わっていく姿勢が区側にあってもいいのではないかと考えている。それをご検討いただきたい。いろいろ法律的なことはわからないので、希望であるがお願いしたいところである。

金井部会長： P委員どうぞ。

P委員： 子育て環境の充実という課題の中で、総合相談体制、多様な保育ニーズ、サービス提供システムについてはこの通りだと思う。働く女性の割合が、今後も増加していくという状況の下で、また、育てる側の母親とか父親も、少子化の中で1人兄弟、2人兄弟の中でしか自分が育っていないのに、それ以上に、母親、父親になって子どもを育てるというのは、なかなか厳しいものがある。小中学校でPTAなどをやらせていただくと、社会環境もそうだが、自分たちが子どもの頃の時代とだいぶ違ったという感じをもつ。お勤めにならない若いお母さんもいらっしゃるが、仕事をやめて、3歳までは子育てに専念するお母さん、また、赤ちゃんを産んでも仕事だけとはにかく続けたいというお母さんもいらっしゃる。それは様々な価値観があってしかるべきだと思うので、私立、公立の保育園を含めた子育て支援ネットワークの中で子育てをどのようにやっていくかという体制を行政が考えることは大事なことだと思う。ニーズが多様化している昨今、財政的な部分も考えつつ、それに応じた行政としての関わり方、総合的な子どもを育てる環境をつくっていくということ、地域のコミュニケーションとか連携を深めるということも必要であると思う。本日提案されている案については、概ねこのような内容でよろしいのではないかと考える。多様なニーズに応えるためにも、公立でしか安心した子育てができないというのは難しいところであり、できるだけ民間活力も導入しながら保育環境の整備

につとめることが必要と考える。

金井部会長：

E委員、お願いします。

E委員：

民営化、市場化が出てくると、必ず公の役割というのが問題になると思う。例えば、Q委員、L委員、H委員から関連したコメントが出ていたと思うが、文言という次元でいうと、例えば、民間活力の活用とか、民間事業者などとの連携ということか、あるいはアカウントビリティの確保などの文言が入れば少し明確になるようなものなのか。

金井部会長：

施策の方向レベルで修正文言を入れたらどうかというご提案であるがいかがか。

Q委員：

アカウントビリティ、いわゆる説明責任というだけではないように思っている。説明責任と狭く捉えてはいけなと考える。発言の内容が区立でなければいけないと聞こえたとしたら誤解であり、今ある区立は、ある程度のレベルで保育をしてきていると思っている。国の基準も、もちろん満たしているし、その上、一時保育、緊急一時保育も含めて行っており、また障害児も受け入れている。場合によっては、園庭を開放して、保育園に通っていない子どもを連れてお母さんに解放したり、保育相談も兼ねてやっている保育園もある。これらは、労働条件、安全の問題などあることから、区や、職員、保護者ともよく話し合いながら進めてきたと思う。そして、もう一方で、0歳とか1歳はなかなか区立へ入れない乳幼児については、無認可でも、例えば、区が一定補助をしている一定水準以上の保育を行っている。私立の認可保育園は、基本的に区立と同レベルであるし、それができるよう今まで区や東京都が補助をしていた。ところが、東京都も、認可の社会福祉法人の保育園に出していた補助金を、今、削ろうとしている。民間の保育園が一定水準を保つために、補助を受けてやっているなかで、補助金の削減は、例えば、保育士の給料を低くすることになる。保育園は、ベテランの人も勤めていられるように一定の格差を補充したり、建物が2階建てになって子どもに目が届きにくくなることに対しては、保母の負担を考えて2階建て加算という形で人員を配置してきたが、今、これらを削る方向にある。だから、「民間、民間」と言いながら、どちらかといえばレベルの低いほうへ、低いほうへ合わせていくことに、今、保育の行政はなっているのではないか。それは逆行しているのではないかということが私の主張である。

もう一つ、ここ1、2年に出てきた認証保育所という概念について正確にご説明いただきたい。先ほどの説明の中で、国基準と同じというお話があったように思うが、そうではないと思っている。18時間の長時間保育をするということに対して、東京都が補助金を出すわけだが、国基準の認可保育所にはなれない認証保育園に対して、今補助金を出すようになってきたところであるが、保育料が高いということが言われている。区立保育園は収入によって違うと思うが認証保育所だと、0歳、1歳の保育料はどの程度か。

金井部会長：

区側からご説明があればどうぞ。

保育園課長：

今手元に正確な資料がないが、認証保育所の保育料は概ね5万円か6万

円くらいだと思う。施設基準については、東京都は、確かに認可保育所ではないという位置づけにしている。つまり、24 条でいう認可保育所を補完する施設ではないという形にしている。それは、保育に限る子どもだけではないという仕切りの中でやっているため、全く別物という仕切りになっている。ただし、施設基準や職員の配置基準は国基準によっているので、レベルとしては、ほぼ同じと考えている。

Q 委員： 若干分かりにくいのだが、国の基準では人の配置は、普通 12 時間か 13 時間保育となっていると思う。ところが、認証保育所の場合は 18 時間保育で、人数は 12 時間と同じで、それくらいしか補助金を出さないのではないか。具体的に言うと、千代田区では、認証保育所は高いので、補助金を出して、区立保育園の保育料よりも少し安くなるくらいの程度まで補助金を出そうという動きがあるようだ。認可保育所がいっぱい入れずに認証保育所に入っていれば待機児にならないわけで、我慢させられてしまっているような状況で、本当に多様な保育ニーズへの対応ができるのかと思う。

金井部会長： F 委員どうぞ。

F 委員： どうしても数が足りないからというような数合わせになってしまうが、やはり、質を重視していかななくてはいけないと思う。また、今、働く女性たちは、自分たちが結婚をして子育てをするときに、どこの地域に住むかを選択するときに、保育のサービスや、子育て支援の施策やサービスがどうなのかを自治体の各種情報を取り寄せて、検討しながら住むところを決めていくという時代になっている。そういうなかで、豊島区が子育てをする世代の人たちに住んでもらい、そして、長く豊島区に住み続けてもらおうという考え方を区の方針としてとるのであれば、子育てとかの支援がある、あるいは保育が充実していれば、共働きの人たちが定住化していくことにもつながるだろう。コスト削減ということだけでなく、豊島区がどういう人に住んでもらいたいのかということをもう一回よく考えた上で検討していく必要があるのではないか。

金井部会長： ありがとうございます。既に活発な議論がされているのではないかと思います。既に、E 委員、Q 委員からご提案があったので、他にご意見がなければ後日、事務局へ修正案をお出しいただき、その上で、最終的にご議論をいただくことにしたい。

H 委員： もうひとつ、問題があると思うのは、最近、小さい子どもを対象にして、誘拐が流行っており、今年すでに 104 件あるということを知った。つまり、政策の中に、健やかな成長、これは当然だが、その前に、安全ということが絶対的に必要であり、例えば、中野区などでは子ども 110 番のステッカーが至る所に貼ってある。

危険な状況に遭遇したらすぐ飛び込めるお店などにステッカーがあるのだが、大きさが小さいために、子どもには分からないという問題がある。子どもの目の位置くらいに大きなステッカーを貼ってほしいと思う。豊島区からは、そういう悲劇を起こさないのだという強い決意を、基本構想の中に、ぜひ入れてほしいと思っている。政策に安全を入れることと、もう

ひとつは、施策の中に、例えば、子ども 110 番の設置などの方途を考えていただきたい。

金井部会長： 区側から今のご意見に関して何かあればどうぞ。

指導室長： 指導室長です。現在、豊島区内には、子ども 110 番のステッカーを貼ってあるところが相当数あり、実際に事件を未然に防いだという例もある。ただ、ご指摘のように、子どもの安全を守るということは第一にしていかなければいけないと考えている。

金井部会長： それでは、H委員から修正案をまとめていただけるとありがたい。安全の問題であるから、前回の安全な生活の保障という施策の方向もあるので、それらも含めて、後日、ご提案いただければありがたい。

それでは、審議の2つ目、政策の7番目の幼児教育の審議に入る。事務局から関連資料の説明をお願いします。

事務局： 資料番号 - 1 - 3、横物の政策・施策・事務事業一覧からご説明申し上げます。（以下、資料説明）

金井部会長： 説明が終わったので、審議に入る。

Q委員： 今、区立幼稚園が3園あるが、これは必要というのが区の認識ということではよろしいか。

学務課長： 学務課長です。区立幼稚園3園については、平成13年の6月から、区立幼稚園の検討委員会を内部で設け、検討をしているところである。区立幼稚園の意義としては、中立的な教育を低廉な保育料で実施している。また、区内3園ということで、中央、東西とバランスよく配置されているということで、私立幼稚園が19園とのバランスのなかで、重要な幼児教育の一翼を担っていると認識している。

Q委員： 結構です。

金井部会長： L委員どうぞ。

L委員： 区内幼児教育のレベルアップに研修の共同実施があげられているが、研修の内容というのはどのようなものが想定されているのか。自前でどこまでやるのか、他機関と連携はどうか、区内にある資源、つまり、保育士、心理、OT / ST等専門職をどのように絡ませていくのか。脳の中の問題が絡んで行動的な問題を起こしている子どもたちが多く中で、どのような方針をとっていかうとお考えか教えていただきたい。

金井部会長： 区側から、ご説明をお願いします。

学務課長： 学務課長です。幼保連携については、平成10年11月から区庁部局と教育委員会で検討委員会を設け、今、検討の最中である。具体的には、私立、公立を問わず、保育園、幼稚園の教諭、保育士の研修内容を共同化していくことで、それぞれの得意な分野について共同化し、レベルアップを図っていかうということであるが、具体的な内容については、現在、検討中である。

L委員： 様々な専門的サービスを利用して問題の解明と、具体的な対応を図ることが必要である。そして、家族や保育士、子ども本人に分かりやすい形で、どう動いていくことが社会的なのかということの説明して、手をかけて取り組まなければならない仕事である。そこを自前でやっていくことには限

界があるのではないかと感じることもある。検討されている中で、内容がある程度固まったら、意見を様々なところと交わし、練っていくことが可能だとよいと思う。

金井部会長： 他にないようであれば、幼児教育の扱いは、今いただいたご意見を含んだ上で、この原案でよろしいかと思うが、いかがか。

それでは続いて、学校における教育の問題に入る。これはかなり大きな問題だと思うが、事務局より関連資料の説明をお願いしたい。

事務局： 資料番号 - 1 - 3 についてご説明いたします。（以下、資料説明）

金井部会長： 審議をお願いします。H委員どうぞ。

H委員： まず、文部省の出した、いわゆる現在の方向であるゆとり学習については各方面から批判され、学力の低下が非常に問題になって取り上げられたわけだが、これは、主として新聞を中心とするマスコミが一番最初に騒いだのではないかと思う。これは、やはり、新聞というのは文字を通して読まなければならない。テレビコミュニケーションとはちょっと違う。そのために、どうしても学力の低下が新聞の読者を失うというところに結びつくという可能性もあることから大きく取り上げたのだらうと思うが、これは社会的な判断のように育っていると思う。今度、文部大臣も交代したので、この方向が変わるのではないかという意見があるが、豊島区の教育委員会の現在のお考えを簡単に伺いたい。

金井部会長： では、お願いします。

指導室長： 指導室長です。ご指摘のように、文部科学省が学習指導要領で、ゆとりを特徴とする学習指導要領を作成して2年目となるが、その学習指導要領を公布して、そう日を置かないうちに、学力の低下を招くのではないかということが様々な立場の方々から、もちろん保護者の方々からも寄せられた。そういう意見等を受けて、先日、文部科学省では、ゆとりの関係で進めてきたものに多少変更を加え、学習指導要領で規定してあるものは最低限のラインであるとした。なお、発展的な学習については、今後、進めるということが発表された。

まず、豊島区教育委員会の見解としては、授業をやっていく上で、いろいろな幅ができてくると理解している。ともすれば、進んでいる子どもたちにとっては、もう少しレベルの学習内容を学びたいというものもあるだろうと理解される。今回の改定によって、そういう子どもたちの意欲にもつながっていくだろうと考えているところである。

金井部会長： ありがとうございます。

教育委員長： 教育長としての立場となるが、ただいま、室長からお答えしたが、私も、豊島区の教育委員会としては、どの子どもにも基礎・基本の定着を図るとともに、発展的なものをさらに進めていきたいという意欲のある子どもには、そこまで学べるような対応をしていきたいと考えている。まず初めに、基礎・基本をすべての子どもに定着をさせるという意味では、遅れていたたり、つまづいている子どもに対しての引き上げの努力を十分にやっていきたい。豊島区の教育委員会としては、基礎・基本を定着させ、個に応じた指導をやっていきたいと考えている。

- 金井部会長： ありがとうございます。
- E 委員： 生きる力のところで、1に基礎的・基本的学力の定着と向上、その次に、個性ときている。その個性に、表彰制度、体験活動がきているが、分類としては、むしろ、基礎・基本の次に、考える力とくる場合と、基礎・基本の次に個性とくるのではニュアンスが違うというか、分類が違うのではないかという印象を受ける。現状の把握では、課題として基礎・基本の次に考える力となっている。自ら問題に気づいて解決する力となっているが、ここで、基礎・基本で個性となって、そこに表彰と来ると、結局、個性という言葉が本来の意味を離れて、習熟度とか、競争的なものと結びつけられた経緯があるので、やや混乱するのではないかと感じる。また、健やかな身体についても、どこかに入れたほうがよろしいのではないか。
- 金井部会長： ほかに、あるいは、区側から、もし何かあれば。
- 指導室長： 指導室長です。ご指摘いただきまして、ありがとうございます。まず、基礎・基本と個性という部分であるが、基礎的な学力、基本的な問題解決の方法、そういうものも含めて、基礎・基本が定着しているということが次の個性発揮につながっていくという認識である。
- 金井部会長： ほかにいかがが。どうぞ。
- Q 委員： 今、一般的に言って、政策的に言えば、40 人学級は多すぎるのではないかというのは、常識になりつつあり、これについては、国もやってよいという方向になっている。この中では、基礎的・基本的学力の定着のところに、少人数指導ということは出ている。少人数指導というのと少人数学級は全然違うものであるが、30 人以下学級を位置づけるべきではないかと思う。
- 親からの要求は、先ほどから出ている学力低下については心配で、学校では足りなくて、塾に入れなくては、家庭教師をつけなければというような流れがかなりある。そして、日本の高校受験、大学受験という受験の流れ、あるいは一流校を目指す。そうすれば社会に出て困らない。こういう流れが競争社会をずいぶん生んで、国連の人権委員会から勧告されたということがよく出るが、極度に競争的な制度になっている。あるいは、学校教育の面では、校則だとか、子どもの権利が十分に尊重されていない面もあると思う。
- それから、競争が激しい中で、子どもたちが大変苦しんでいるという状況がいまだにあると思っている。そういう中で、実は、一番問題があると思っているのは、 の魅力ある学校づくりである。ここでは、時代の変化に応じた教育制度・内容への取り組みを区民参画のもとで進めるとともに、学校と保護者や地域住民との連携を強め、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します、というこの文言自体はいいと思うが、そのためにどうするかというと、例えば、本来、公立学校が果たす役割は、ナショナルミニマムであり、基本的な学力を支えるところであり、誰もが一定のレベル、一定の必要なことを受けられる、公立学校はそういう役割を本来は担うべきであろう。ところが、今の方向では、魅力ある学校づくりということでずれているところがある。学校を評価するとよく言われるが、学校を評価

するのは大変難しいと思う。例えば、学力検査をやってその点数を公表したらどうだと、言う議員も豊島区議会にいるが、それで本当に学校が評価できるのか。私は、学校の点数のいい子がたくさんいる学校が一番だとは思わないわけで、そういう意味でいうと、評価というのは、正しくないだろうと考える。

本当に地域に根ざした学校というのであれば、やはり、一定の学区域があって、その中で、地域の子どもたちがみな通学する。親もそこに協力するという形があると思う。今、豊島区がやっている学区域の自由化というのは、それとは逆行して、好きな学校、親が選べる学校という形をやっていくわけだが、これをそのまま進めることになるのかどうか。私は、本当に地域に根ざしたというのであれば、やめてしまったほうがいいのではないかと思う。

もう1点は、学校統廃合は、小学校については今以上にはやらないという方向を区長は出しているが、学校を統合すると学区域が広がって、地域と学校との連携がとりにくくなる。広範な地域の親ということになれば、いつも顔を合わせている同士ではなくなるということで密接さがなくなるし、学校の先生にとっても、遠くまで範囲を見渡さなければいけないという点で目が届きにくくなるだろう。今、区がやっているいろいろな政策と、魅力ある学校の中の地域に根ざした特色ある学校づくりというのは、かなり矛盾をしているのではないかと思う。

金井部会長：  
指導室長：

区側からご説明いただく。

指導室長です。私どもが考えている魅力ある学校について最初にお答えしたい。まず、この学校に行けば楽しく充実した学校生活ができそうだと子どもが思う学校。2点目は、この学校に行けば、自分の力または自分の個性を伸ばすことができそうだと思う学校。3つ目は、この学校に行けば、自分の将来が開けるのではないかと思える学校。4つ目は、学校が保護者や地域から信頼されて、支えられている。この4点を、魅力ある学校と考えてみた。入ってみないと分からないというところも確かにあるが、卒業生が、「なかなかいい学校だった」ということを下級生に語る。地域、保護者の方々が、「あそこはなかなかいい学校だ」ということを伝えてくれることによって学校がさらによくなっていく。そういうような学校を考えている。もちろん、そこには学力という視点もあるし、様々な学校行事ということもある。中学校においては部活動の関係もあるので、それらを含みながら魅力ある学校と考えている。

まず、40人学級についてお答えする。様々な学校が、今、少子化の影響で小規模化している。そのために、様々な学校行事が非常にやりにくくなっているのではないかと思う。例えば、運動会に行ってみると、係を持っている生徒と実際に競技に出ている生徒を含めると、自分の仲間、同級生が走っている姿とか、演技している姿を見ている生徒はほとんどいない。こういう状況が小規模校ではある。やはり、子どもたちは、自分の仲間が見ている中で走りたいたろうし、演技したいたらうということを考える。中学校においては部活動が非常に大きなウエイトを占めるが、やはり、小

規模校では、チームを作れない。そういうことがあって、私は、基本的には、子どもの数は多い方がいいと考えている。

40 人学級の視点でいうと、1 クラスの人数は多い方が、人間関係を築いていくために、社会に出たときに人間関係の中でたくましく生きていくために必要であるし、様々なことを学んでいく上では、学級の人数は多いほうがいいと考えている。

一方、個々の生徒・児童の学力については、少人数による指導、TT による指導など様々な指導形態をとって個々への力、学力をつけることができるであろう。そういうふうに考えているところです。

もうひとつは、少人数の中だと、それぞれ個々の子どもの存在が非常に大きく、その中で人間関係を維持していくことに非常に苦勞する。トラブルを起こした場合に、少人数の中だと、そのことがいつまでも続くということがあるが、多数いると、それは日時を経れば自然に解消してしまうということがある。それは、多人数の中で様々な人間関係を結ぶことができるので、ケンカをしてうまくいかないときには、ほかの子どもたちとしばらく遊んでいることができ、自然に時間が解決するということがある。そういう面も含め、教室は多人数の中で生活をし、生きていく知恵、まさに生きる力をつけてほしいと考えているところである。

保護者のニーズであるが、学校が学力をいかにつけてくれるかということについては、強く望んでいることだろうと思っている。これについては、指導法の工夫によって何とか力をつけていきたい。それと同時に、教員の力をつけていくことによって、保護者のニーズに応えていきたいと考えている。

もうひとつ指摘のように、公立学校が目指すというのは、何をもって公立学校かという、地域の子どもたちを地域の学校が育てていく。様々な子どもたちが学校に入ってくるが、その子どもたちに一定の学力をつけて卒業させる。それが基本的に公立学校の役割だろうと考えている。

なお、現在、競争が非常に激しいと一方で言われているが、高校、大学が従来の学力一本槍ではなく、一能一芸など様々な推薦制度も設けており、また少子化によって、私たちが育った年代よりは競争がかなり緩やかになってきている。もうひとつ、いい高校、いい大学、いい会社という構造はかなり崩れてきており、今は、仕事に就いた時の力、その実力がかなり大事にされている時代である。そういう意味で、大人が、いい高校に入って、いい大学に入って、いい仕事に就きなさいという価値観は、もう、子どもたちのかなりの人数が「そうじゃないんじゃないか」ということに気づいている。そういう意味で、その子どもが本当に何をしたいのかということを考えてやり、そのことから勉強が必要であると仕向けてやるのが、これから大切だと考えている。

もう1点、地域に根ざした学校についてであるが、本区は、自由学区ではなく、隣接をやっている。そういう意味で、これまでより少し地域が広がったという面があるが、やはり、地域に根ざした学校を進めていくという点については変わりがないと考えている。以上です。

金井部会長： Q委員、どうぞ。

Q委員： 幾つか指摘をしておきたい。先ほど、どなたかからお話があったが、子どもたちの状況が変わってきて、先生が対応しきれないという状況から、小学校、特に1年生では、クラスの人数が多いと見きれないということで、補助の人を付けていると思う。クラスの子ども数は多いほうがいいのか、今の区のやり方と違うのではないか。

金井部会長： その点についてはいかがか。

指導室長： ご指摘のとおり、1年生の場合には、学級経営補助を付けている。ただ、これは、先ほどのお話の中にもあったように、小学校に入ってくる子どもたちが、なかなか落ち着かないということと関連して、補助員を付け2人体制で見ている。1年生の段階で、しつけ、落ち着きを持たせようという指導を行っているものである。

金井部会長： 他にはいかがか。

Q委員： 確かに、いい学校に入ったから、いい就職ができる時代ではないということはある。しかし、若者は、いい大学に行こうが何をしようが、就職できない。失業率10%という中で、「自分はこれでいいのだろうか」という不安を持っていると聞いている。「あなたはあなたでいいのですよ」と言ってもらえるとホッとするという話を聞いたことがある。そういう中では、子どもたちが、自己肯定感が持てるような社会をつくらなければいけないし、逆に、いい学校ではなくても、真面目に頑張ってきても就職できないというような状況は、社会に不要だと言われているような状況をなくすということが、社会全体としては必要だと思う。

隣接区についてだが、隣接区選択制で自由制ではないとのことであるが、具体的に言うと、今、千登世橋中学校に、統廃合して新しい中学校が最近できたのだが、そこに通う子どもは大塚から高田まで通うという子どもがいる。これは同じ地域とは絶対にならないと私は思うが、そういう点も含めて、隣接区といっても、相当広い範囲から子どもたちが通っているのが事実だと思う。

さらには、長崎中と第十中と千早中を統合して、相当大きな学区域になる。そういう中で、子どもが少ないから統廃合するという点でいいのだろうかという点について、やはり、もう一回考える必要はないか。広範な学区域で自分たちの地域の学校と、子どもたち、親、地域の人も思えるかどうかという点、これは問題ではないか。

新たなタイプの区立学校の創出ということがある。小・中一貫校ということになり、隣接校選択制もあれば、どうしてもそこに行きたいということになる。本当に学校間の競争を求めるのなら、設備、施設などハード面は一律にしていかないと競争にならないだろうと思う。区が率先して小・中一貫校というのをつくったとすれば、そういう学校を選びたいということになり、エリート校になってしまうのではないか。本当に地域の学校となるのかどうか、これは難しいのではないか。

金井部会長： ほかに。では、H委員。

H委員： 公教育ということでは私立も含むが、都立高校は、自校問題作成校を10

校に増やし、学力の高い生徒を集めるという。私は予備校で何回か教えたことがあるが、平オコースと英オコースは、まるで理解度が違う。英オコースのほうは相当高度なことを教えていっても反応する。学歴偏重の社会の雰囲気はずいぶん変わってきているのはご指摘のとおりだと思うが、なくなったわけではない。現在、私立の進学校で講師をしているが、そこでの進学意識、進路意識は強烈であり、都立と比べると、私立の学校の進路意識は、親が言うとかいう問題ではなく高い。子どもの中に激しいものがある。一芸入試というのもあるし、都立に至っては、学力テストと調査書、もうひとつ自己PRの3つを全く同一点数で評価するという。だから、学力テスト5教科500点、内申点500点、自己PR500点となる。しかし都立高校でも独自に評価の視点をもっている。競争社会は否定されたということにはなっておらず、むしろ、今日の企業社会は、より競争が激しくなっていると思われる。それに勝ち抜いていくという力も与えなければならぬとすると、区立小中学校の位置は大変大きなものがある。

例えば、品川区、荒川区は、学力テストを区として実施し、偏差値化する。絶対評価になったために、高等学校のほうは、調査書の内申点を全く不信感をもって見るようになった。来年度から、ご承知のように、私立高等学校は連合で統一的にプレテストを行い、その偏差値をもって入試の判定材料とするということを言っており、これも認められている。つまり、せっかく打ち出された現行の絶対評価の方向が、もう否定的な方向になっている。東京都の教育委員会の方向も、同じようなところがある。今の教育行政というのは完全に混乱している。矛盾点が多すぎる。例えば、特色ある、魅力ある学校づくりというのは、先ほどの話にもあったが、むしろ小規模校のほうにできることではないか。大規模校にしてしまうと、実は、特色なんて出せないのではないか。

私は2人の子どもを両方とも都立に入れたが、私の知っている都立高校の教員で、自分の子どもを都立に入れたのは1人だけで、あとはみな私立に入れている。つまり、自分たちの教えている都立高校の教育を否定している。建前で学歴尊重の社会が崩壊しているということは、言うは易しだが、現実はそのようではない。豊島区としては、学力の向上のために、品川区あるいは荒川区のような、何か特別な方途をお考えなのか。あるいは、子どもに、入試の判断材料とはしないまでも、偏差値、高等学校では偏差値で進路指導が行われていることは、ご承知のとおり。なぜ、中学校でそれが否定されたかは、私立高等学校が偏差値の数値だけを入試に勝手に利用したからだと思う。入試に偏差値という概念を導入したのは桑田昭三という人であり、彼は、同じ50点の点数をとっても、A校とB校では問題が違うので、どちらの生徒に真の学力がついているのかを判定するために統一的な物差しが必要であり、その統一的な物差しとして偏差値という概念を導入した。あの考え方は誤っているわけではないのだが、それを勝手に私立が流用した。それを、鳩山文部大臣の時に、否定されることになったが。本当の意味で偏差値というのは有効な学力の判定基準を生んでいると思う。これを入試に使うということは、また全然別のことで、子どもの学力

位置というのを子ども自身に認識させることは重要だと思っている。今ここにいらっしゃるような区のエリートたちは、やはり、それなりの勉強をしてきたのだと思う。全然勉強をしないで、こうやって区のエリートになれるわけではない。それだけの努力を重ねていく。人間が努力をして向上していくという姿勢は、大いに助長しなければならないと僕は思う。したがって、区の、真に学力向上、基礎学力の充実のために、そのお題目はいただいたが、そのために何をどうするのか、そこを正確に教えていただきたい。

- 金井部会長： では、区からお願いします。
- 指導室長： H委員には教育の中身を本当によく知っておられるので、なかなか厳しいご質問だったと感じるところである。さて、区の考え方としては、基礎・基本というのを徹底するとともに、学力は、やはり、つけなければいけないと考えている。その学力をつけるという点で、今、TT、少人数指導などを制度的に取り入れているところである。それによって個々の生徒の力をつけていこうということは考えている。東京都と同じ問題を使って区内の学力テストを実施したが、データ的に見ると、都と区は遜色ないということが分かっている。なお、本年度も、このテストは実施するので、そのデータを各学校で生かしながら、どのような方法で力をつけていくか。どのように子どもたちにテストの結果を生かしていくか、ということも考えながら学力向上に向けて努力してまいりたいと、考えている。
- 金井部会長： ありがとうございます。H委員いかがか。
- H委員： それはよく分かるが、具体的にどうされるのか。例えば、絶対評価について、どうお考えか、お聞かせいただきたい。
- 金井部会長： どうぞ。
- 指導室長： 絶対評価については、相対評価から絶対評価に東京都全体で変えたものである。したがって、絶対評価については、今後とも続けていく。なお、評価を出すためには、評価者の力が大切であり、評価能力を高めるという視点と、評価と指導は一体化し、教員の学習指導の力を様々な研修を通し高めていきたい。
- 金井部会長： ありがとうございます。L委員どうぞ。
- L委員： 3点もある。まず、施策の方向の で、「子どもの主体的な学びを支援し」というところの「主体的な」という文言についてであるが、個性を伸ばす教育などを推進していくときに、例えば、義務教育の後期、小学校5年生以降になると、その子どもの主体的な学びを支援していくことが個性を伸ばすことにつながると思うことはあるが、前期に関しては、資料 - 3 - 1の にもあるとおり、実際の子どもたちは、学ぶ意欲が低下していたり、生きていこうとする意欲が低下しているのが現状と思う中で、主体を掲げるあまり、学びが進まないという現状が実際にあるのではないかと感じる部分がある。人から引っ張られながら個性を見つけてもらって、自分で「これがいいかな」と思う段階までは、人と一緒に苦労して学んでいくのではないか。子どもの主体性を早いうちから全面的に、その部分を大切にするあまり、そこまで登り切れないところが実際はあるのではないかと感じて

いる。小さい子どもが含まれる場合、主体的なということ、この最初の段階で出していくことはどうかと思う。これは取ってもいいのではないか。

2点目は、の中に心身障害教育の充実とあり、ここに特別支援教育の話が出てきている。具体的な課題に、特別支援教育の推進と、コーディネーターの養成と、支援教室の設立準備とあり、これは、市区町村としては、非常に早い対応であると感じる。ここで一つ疑問だったのが、特別支援の必要な子どもの中に心身障害の子どもを含めるのか含めないのか、という部分がある。また、心身障害の子どもは、特別支援の必要な子どもの中に含まれるか、別であるかという議論はあるが、心身障害教育のほうがトップにきて、特別支援教育が中に入っているのは、順番として逆ではないか。この点は、2番の魅力がある学校づくりの、時代の変化に応じた教育制度で特別支援教育という文言で出していくという方法もあるのではないかと感じた。

最後に、生きる力を育むに、性教育と薬の問題で、自分を守っていくためのスキルの教育が大切と考える。今、ゲームセンターなどでは小学校の高学年の子どもたちが性を商売にする人たちの餌食になっているということもあるので、自分たちで判断して、自分たちで動いていくことが必要で、教育にもこういう視点が必要だと思う。

金井部会長：

区側、どうぞ。

指導室長：

1点目の、子どもの主体的な学びというご質問であるが、高学年、低学年あるが、主体的という部分は、それぞれ学年の違いによってレベルが違ってくると思う。小さい子どもが持っている小さい子なりの主体性を引き出すという意図である。高学年は、さらに自分たちの自主的な部分が、精神的な発達にしたがって高まっていくであろう。そう考えているので、ご理解をいただきたい。

2点目の、特別支援教育については、ご指摘のように、特別支援教育とが上にあり、その次に心身障害を含めて様々な障害を持つ子どもたちへの対応が出てくる。これはご指摘のとおりである。なお、特別支援教育の考え方が、今後、文部科学省が案を立て、都教委も検討中であり、それに従って豊島区も考えていくが、今後、様々に検討し、実際にはどうやっていくかについて、案を出したいと考えている。

性教育の視点であるが、小学生までもが被害にさらされるということが現実には起こっており、これを防ぐためには、やはり、地域、保護者の様々な指導、もちろん学校でも、性教育については、人権尊重の立場、生命の大切さという意味から、自分を大切に、相手も大切にするという視点で取り組んでいきたいと考えている。

金井部会長：

ありがとうございました。

L委員：

3点目の問題に関しては、薬物も含めて、かなり具体的なプログラムが発表されている分野であるので、効果のすぐ上がる方法から少しずつ試していただきたいと考える。

金井部会長：

ほかに。N委員。

N委員： (4) 学校における教育の政策やら施策の方向は概ねよろしいのではないかと考えている。ただ、文言を読んで感じるのは、例えば、「将来の社会を担う大切な子どもたち」とあり、付属の資料で関連資料をみると他方で、「豊島区の将来を担う人間を育成する」ことが重要、あるいは、「地球市民として、自ら学び考え行動する」云々とあり、意外と日本というのではないという気がする。やはり、日本人として日本の国という意識がなくては困る。他方で、ここに、豊島区教育委員会の教育目標ということで、「地球市民」として、とあるが、なにを豊島区の教育委員会は進歩的文化人取りでいるのか、というような気がしてしょうがない。日本というのを当然の前提として書いているのだと言われるかもしれないが、前提自体を書いてほしいという気がする。進歩、左翼、リベラルが好きだという立場もあるかと思うが、それでは困るというのが私の考えである。

指導室長： 先ほどのご指摘の点であるが、豊島区教育委員会の教育目標の1行「教育は」の終わりに、「文化的な資質を持ち、郷土や国家、国際社会の形成者として」と表現されているが、ここがご指摘の、前提としてであると理解している。

N委員： 他方で、地球市民というのは何かというよう疑問が出てくる。ここは、「日本国民として」のほうがいいというのが私の考えである。地球市民というのは何かという疑問も出てくる。

続けていうと、今の子どもたちは、いい学校、いい会社というような価値観よりも、自分の能力や実力を最大限発揮して、頂上を目指していくというようなスタイルがメジャーだという話をされていた。実力主義と言いながら、意外と現実主義に切り替わるときがある。なぜ、実力主義から現実主義に変わるのかと私が思うと、実力主義というのは、自分の能力に希望と期待を持ってステップアップしていくのを描いていても、意外と、くじけてしまうと、「まあ、これが現実だから」といって、簡単に現状に甘えてしまうということではないか。とすると、その基本はどこにあるかというと、「地球市民として自分は」なんて、何だか訳の分からないところに基軸を置いているから、そういったことになるのかという気がしてならない。その点、なぜ、「日本国民として」とか、あるいは、最初の(4)学校における教育の中で、「将来の国家や社会を担う」と、こう書けないのか。そのへんはいかがか。

指導室長： まず、「地球市民として」という部分であるが、これは、地球環境を前提として、いわゆる地球の環境がやがては限界にくるだろうということを含めて、地球市民と表現したものである。

実力主義から現実主義というお話だが、人間、誰しも、どこかで挫折する部分があって、その挫折から、もう一回なんとか立ち直る子どもと、そこであきらめてしまう子どもに分かれるが、教育活動によって、たくましさ、前向きな姿勢、意欲的に生きる、などを大切に教えていきたいと考える。そのことが、生きる力にもつながっていくと考えている。

N委員： 同時に、日本国民として、この国をどう思うかという視点も大事だと思う。例えば、最近、イラク問題、北朝鮮問題、あるいは日米安保の問題な

どで世界的な問題が山積している。実力主義というのを国家に対しても思っていれば、自分たちも自分たちで守れる国にしようという考えが出ていくと思うが、他方で、戦後、ウォー・ギルト・インフォメーションもうまくいったし、アメリカが守ってくれているし、アメリカに任せておけば、自分たちは核がなくても、とかいう形で、国自体の現実主義が跳梁跋扈している。それは、やはり、基本的な義務教育課程の国家という基軸の欠如、日本人として、日本国民としてという視点が教育の中になからだと私は思う。豊島区教育委員会の方はどう認識しているのか。

金井部会長：

T 委員。

T 委員：

お話の視点については、言わずもがなだと考えている。特に、言葉で、文章で「日本国民として」と表現をしていないというだけで、精神は、今、室長もご説明申し上げたように、郷土や国家、あるいは地球市民という部分も、日本の国家も国際社会の中で、地球という中で成り立っていると考えている。言わずもがなということで、このように整理をさせていただいている。

金井部会長：

ほかに。E 委員。

E 委員：

発展的学習についてであるが、発展的学習とは何かということであるが、まず、学力とは何か、どうしたらいいのかという点については、議論の途中にあることだと思う。今、東大でも、基礎学力研究開発センターという施設ができたが、そこに学力と名が入っているために、去年、設立の時に、学力とは何かを、国際テストのピサ、ヨーロッパの方々、ノルウェー、台湾、いろいろの方々をお呼びして、学部内でも議論したが、全然一致しない。テストで測れるものにしようというものから、国際的には、どちらかということ、テストで測れないものも入れようという傾向になっている。先ほどの競争がどうかというのも、どの層を見ているのかでずいぶん議論が変わってくるような話ではないか。詰めていくと、かなり難しい問題に入っていく話だと思う。人によっては国家を前提とし、人によってはしていないと、こういう非常に難しい話になっていくと思う。

たぶん、ここに提案されているものは、それほど変わったことは言っていないと思う。引っかけたところが一つ二つあるようだが、それ以外は、文言自体、たぶん問題はなく、今後、具体的に詰めていく中で解決できるものであると思う。

金井部会長：

この文言は、ある意味で玉虫色に、非常によくできていると言えればよくできている。今日のご議論を聞いていくと、どうやって集約をしていったらいいのか大変難しい問題だと思う。この文言のなかで、お互いにお互いの気持ちを読み合うということで納得するのか、それとも、あえて明文化、例えば、国家を出すとかを決定するとなると、どう運営していったらいいのかとか悩んでおるところである。

残りの時間でQ 委員、H 委員順次後発言いただきたい。

Q 委員：

豊島区の公立学校には、いわゆる外国人、外国籍の子どもとかがいると思うが、そういう子どもたちも含んで、同じ教育という理解でよろしいか。外国籍であることで区別もしない、また「国際都市への飛躍」などでも、

- 外国人の子どもも受け入れてやっていくということで、よろしいか。
- 指導室長： そのとおりである。豊島区の運動会等を見て回っていると、外国の子どもと日本の子どもと一緒に、協力しながらやっている姿を見る。子どもたちのほうが慣れ親しんで、付き合っていくのが早いということを感じるところである。今後、ご指摘のとおりに進めていくということである。
- Q委員： 今日のニュースでは、福岡の学校の先生が子どもを、いじめをしていたということであった。その発端が、曾祖父がアメリカ人だったからだとかというようなことであったようだが、報道の範囲で言うなら、そういうことは絶対にあってはいけない。個人のアイデンティティ、子どもの権利、人格を尊重するということが、まず前提であり、そういう意味で地球市民というのはいい言葉だと思っている。ただし、文言にまとめたときにどうするかということについては、配慮しながらということをお願いしたい。
- 金井部会長： H委員どうぞ。
- H委員： 再三、学力の充実と向上を図るとというのが豊島区の教育の方向にあるということを確認させていただきたい。政策に、その1行を入れるべきだと思う。一番大事なところが抜けている。当たり前のことであるが、確認しておきたいと思う。
- 先ほど質問したことでお答えいただけなかったのだが、魅力ある、あるいは特色ある学校づくりというのは、むしろ、小規模校のほうが成し遂げうるのではないかということを申し上げた。小規模校に赴任した経験があるが、そこでは手作りの教育ができたと思っている。今、豊島区の無形文化財となっている獅子舞という部活を、卒業生や地域の協力によって実現させ、今日、城西に獅子舞クラブが移り、継承されて、現在、区の無形文化財として残っている。つまり、小規模校の良さであり、大規模校では実現しなかったと思う。あまり経済性ばかりに教育というのはとらわれないことが必要だと思う。むしろ、小規模校を作らないための施策が必要だと思っている。もっと魅力ある、本当に区立中学校に行きたいという人を増やす方向を考えていただきたいと思います。あるいは、教育委員会だけが考えるのではなく、区民全体が自分たちの責任で考えるべきだと思うところである。
- 指導室長： 大規模校というと、だいたい600、700人と思うが、私たちが考えている適正規模とは、300人から少し上と考えている。
- ご指摘のとおり、小規模校を作らないこと、確かに、魅力のある学校であれば、子どもたちはそこを選択するわけで、そういう意味では、小規模校にならないだろう。私どもも、ぜひ、適正規模の学校を目指し、魅力を高めていく努力をしていく所存である。
- 金井部会長： ありがとうございます。
- 学校における教育は、いろいろ議論が済んだが、いろいろなお意見が出て、これをどう集約していくかが最大の問題だと思う。H委員から、文言修正というご提案もあったわけだが、いかがか。通常のやり方だと、今度、修正案をお出しいただいて審議することになる。ただ、E委員からご提案があった、ある意味で、施策レベル、次のラウンドで具体的な話の中で妥協

点を見いだす方向もあり得ないかなというご提言もあった。この処理はいかがいたしましょうかね。

あるいは、抽象的なレベルのほうが妥協はしやすいということもある。具体的な事業になると、やれる、やれないという話になるので、それはそれで、施策のレベルが一番妥協しやすいところでもある。いかがか。

特に、H委員には、先ほどの文言の修正は、ぜひお願いしたい。

H委員： 政策の基本であり、教育委員会も確認したところであるから「学力の充実と向上を図る」という言葉を加筆していただきたい。

金井部会長： 政策レベルでよいか。

H委員： 政策である。

金井部会長： 修正案を積み残すという形で出していただいて、その上で、最終的に全体として議論せざるを得ないかと思う。今日の議論は、難しい問題があって、これをどう処理していくかは、委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思う。では、学校における教育についても、とりあえず、きょうの審議としては継続審議ということで、もし、修正案があれば、お出しいただき、その上で最終的に判断をする。また、仮に修正案がなくても、本日いただいたような様々な意見があることを踏まえて、施策レベルで積み残していくという了解になるのではないかと思う。その点、部会として了解いただきたい。

大変時間を超過したが、学校における教育まで終わらせていただいたということで、とりあえず、審議の中身は終えさせていただければと思う。

H委員： 学校における教育は、全部終わりという意味か。

金井部会長： まだ、審議の積み残しがあるか。

H委員： 学力のことばかりではなく、教育環境の整備でお願いしたいことがある。

金井部会長： 教育環境の整備 でご意見がございましたら。どうぞ。

H委員： 中学校の先生の話であるが、問題児の指導に当たられている時に相当にストレスがあるようだ。こういう時に、先生が愚痴を言える、寄りかかって癒してもらえる、そういう場があるといいと思っている。教育委員会では監視されているようでむずかしい。教育委員会は、本来教師へのサポートの機関だったと思うが、いつの間にか教師の監督機関のような色彩も持ってきており、教育委員会に相談するというのは難しいと思う。子どものための、問題児の相談のために特別教育相談員が学校に配置されているが、そういうのとは違って、教育委員会には報告しないが、辛い思いをしている、あるいは同僚間の軋轢なんていうのも結構あると聞く。学校は、同じことを教えているために、小中学校では、同僚に相談しにくいという面もある。何かそういう時に相談できる体制を作って、教師をサポートしてほしい。教育の基本は教師であり、その教師にハツラツとしてもらうためのサポート体制を作ってほしいと願っている。それも教育環境の整備ではないかと思う。

金井部会長： ありがとうございました。他になければ、学校における教育の審議は終わらせていただきたいと思う。最後に、「多様なコミュニティがあるまち」の体系というレベルについて、こちらの第1部会から第2部会への変更を

含む修正案が事務局から出されているので、それについての審議も、きょう、お願いしなければならない。だいぶ時間を延長して申し訳ないが、これは他の部会との関係もあるので、今日、できればお諮りしたい。よろしいか。それでは、変更案について、事務局より簡潔にご説明をお願いしたい。

事務局： 資料番号 - 3 - 4 「多様なコミュニティがあるまち」の体系の一部変更についてご説明いたします。(以下、資料説明)

金井部会長： 今の事務局提案について、何かご質問、ご意見等あれば、どうぞ。変更箇所は、変更したところで、また議論をすれば良いが、第2部会に審議が移行する部分についてご意見があればいただきたい。ただし、第1部会の委員も第2部会で発言できるので、単なる分担関係の問題になるわけだが。

Q委員： どうして変更するのかの理由をいっていただく必要があると思う。

事務局： 資料の2枚目の変更理由の説明の一番下に、施策の方向「国内諸都市との交流の推進」については、国際化という視点よりも、むしろ、産業振興、観光振興と合わせた第2部会で扱い、「都市の魅力による集客力の向上」の一環として議論をするほうが整合性が図れるという理由である。

金井部会長： いかがですか。どうぞ。

E委員： 今の「外国人との交流の促進」の「交流」という言葉は、どういう意図、意味で使われているのか。

事務局： この第1部会でも、外国人の問題についてどうするかということがご議論されたことから、コミュニティの中での外国人との交流をいれた。これは、いわゆる内なる国際化というような意味も含めた交流ということで考えている。

E委員： 豊島区は、ニューカマーの外国人の方が、たぶん多いと聞く。交流はニューカマーに使われるタイプの言葉だと思う。もうひとつ別の言葉としては、共生という言葉もあり、交流で統一されるのであるなら、それで結構だが。

金井部会長： E先生からいただいたご意見は非常に分かるが、中身に入ってしまうので、その議論は中身にはいったところで再度ご議論いただくということになると思う。それは、次回に積み残させていただければと思う。いかがか。とりあえず、変更案として出されているもののうち、次回、審議できるものというのが上のほうであるが、下は体系の組み替えということで、今、事務局から理由のご説明があったわけだが、いかがか。

P委員： 結構である。

金井部会長： では、これについては、とりあえず、事務局案でご了解をいただいたということをお願いする。したがって、変更案について、そのとおり決定させていただきたいと思う。これで今日の基本的な議題を終わらせていただく。本日は、大変長時間にわたり、精力的にご審議をいただき、ありがとうございました。また、大幅に予定時間を超過しましたが、このへんで終了させていただきたいと思います。最後に、事務連絡がありますので、事務局

よりお願いいたします。

事務局： 次回の日程は、10月24日、金曜日、午後6時半でご案内させていただいておりますが、7時からのご変更をお願いしたいと存じます。会場は、この第1委員会室でございます。なお、これまでの審議に関します修正案の提出につきましては、10月21日を期限とさせていただければと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

金井部会長： 今の修正案であるが、本日の議論までの修正案ももちろん、できれば、次回が最終回なので、修正案ということがあれば、21日までに事務局にお出しいただければ、審議の効率化を促進するのではないかと思う。今回審議していない残りの部分についても、修正案がある場合には事務局にお出しいただければと思うので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、大変長時間にわたって、ありがとうございました。これをもちまして本日の部会を閉会といたします。

(以上)

会議の結果	・ 継続審議 ・ 第4回日程 10月24日(金)午後6時30分に決定
提出された資料等	- 3 - 1 施策の体系における現状と課題 - 3 - 2 施策の体系における現状と課題 - 関連資料 - 3 - 3 施策の体系における現状と課題 - 関連資料追加分 - 3 - 4 「多様なコミュニティがあるまち」に係る体系の一部変更について
その他	